

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 30 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法施行令及び社会福祉法施行規則における「婚姻の届出を
していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の取扱いにつ
いて（周知）

令和 6 年 3 月、最高裁判所において、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号。以下「犯給法」という。）に関し、「犯罪被害者と同性の者は、同法 5 条 1 項 1 号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得る」との解釈を示す判決が出されました。

これを踏まえ、社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）及び社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）において、犯給法第 5 条第 1 項の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と同様の文言を用いた規定の解釈についても、各条項の規定の趣旨に鑑み、下記の通り整理したのでお知らせいたします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 社会福祉法施行令及び社会福祉法施行規則における対象規定の解釈等

社会福祉法施行令第 13 条の 2 第 3 号及び第 35 条第 4 号並びに社会福祉法施行規則第 2 条の 7 第 1 号、第 2 条の 8 第 1 号、第 2 条の 10 第 1 号、第 2 条の 11 第 1 号並びに第 40 条第 3 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」（以下「対象規定」という。）には、「同性パートナー」を含むと解するものとする。

対象規定の運用に当たっては、個人の性的指向が当該個人の意思に反して明らかになることがないよう、以下の 2 において記載するとおり、個人のプライバシー保護の観点から慎重に行うものとする。

2 対象規定に係る運用方法について

対象規定の確認方法については、従前のとおり、各法人において、履歴書若しくは誓約書等により理事、監事及び評議員又はその候補者である本人が特別利害関係に該当しないことを確認する方法が考えられるが、当該者の意思に反して、必要以上の情報を収集することがないよう留意されたい。

また、対象規定への抵触が疑われる場合の各所轄庁における対応については、異性同士の場合と同性同士の場合とで基本的にその事実認定の方法や要件が変わることはなく、同性同士の場合も、一般的な要件である、①居住実態に係る事情、②生計の同一・維持の関係に係る事情、③周囲の者の認識に係る事情、を総合考慮して判断するものと考えられるが、以下の点に留意されたい。

- (1) ①（居住実態に係る事情）については、例えば、対象者に係る「住民票」や「賃貸借契約書」等を確認することが考えられる。対象者が法人に対してこれらの書類の提出を拒んだことにより確認できない場合には、行政庁としては引き続き疑義があるものとして取り扱うことが想定される。
- (2) ②（生計の同一・維持の関係に係る事情）については、例えば、対象者に係る金銭の送金状況などを確認することが考えられる。同性パートナーの存在が疑われる場合でも、当該情報からはその内容だけで性的指向を推測させるものではないと考えられ（金銭の送金状況等に係る事実次第では、社会福祉法施行令第13条の2第4号及び第35条第5号の「生計を維持する者」に該当すると判断される可能性も残る。）、対象者が法人等に対してこれらの書類の提出を拒んだことにより確認できない場合には、引き続き疑義があるものとして取り扱うことが想定される。
- (3) ③（周囲の者の認識に係る事情）については、報道事実、本人による過去の発言等の明らかな事実がある場合を除き、例えば、対象者の近親者等に申述の事実の有無等を確認することも考えられるが、こうした方法は、本人の性的指向が第三者によってカミングアウトされることにつながるおそれがある。そのため、上記①及び②からは正確な事実確認を行うことができなかった場合に限り、本事項の確認をするものとする。その際、確認の範囲、方法などについては、プライバシー保護の観点に特に留意する。

【本件担当】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 法人経営指導係、指導係

電話 03-5253-1111（内線 2871）

メールアドレス syakaifukushi@mhlw.go.jp

(参考条文)

■社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）

(特別の利益供与の禁止)

第二十七条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(評議員の資格等)

第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

4 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

5 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

(役員の資格等)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

6 理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

(認定の基準)

第二百二十七条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。

五 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。

ロ 役員について、次に掲げる事項

(1) 理事六人以上及び監事二人以上を置く旨

- (2) 理事のうちに、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれず、並びに当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれないこととする旨
- (3) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨

(社会福祉連携推進法人の業務運営)

第百三十二条

- 2 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

■社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）（抄）

(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者)

第十三条の二 法第二十七条の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員
- 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者

(特別の利益を与えてはならない一般社団法人の関係者)

第三十五条 法第百三十二条第二項の政令で定める一般社団法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出者
- 二 当該一般社団法人の理事、監事若しくは職員又は当該一般社団法人に置かれた法第百二十七条第五号へに規定する社会福祉連携推進評議会の構成員
- 三 前二号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 四 前三号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

五 前二号に掲げる者のほか、第一号又は第二号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者

■社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）（抄）

（評議員のうちの各評議員と特殊の関係がある者）

第二条の七 法第四十条第四項に規定する各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（評議員のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第二条の八 法第四十条第五項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（理事のうちの各理事と特殊の関係がある者）

第二条の十 法第四十四条第六項に規定する各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（監事のうちの各役員と特殊の関係がある者）

第二条の十一 法第四十四条第七項に規定する各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（社会福祉連携推進認定の基準）

第四十条 法第二百二十七条第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

3 法第二百二十七条第五号ロ（２）に規定する当該一般社団法人の各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

4 法第二百二十七条第五号ロ（３）に規定する当該一般社団法人の各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者